

市営住宅だより

令和3年
3月1日号

編集発行：新潟市 住環境政策課

万代サービスセンター：中央区万代4-1-8 文光堂ビル2階
TEL:025-374-5410(北区, 東区)
営業時間 平日8:30~18:00 土曜日8:30~12:00

白山サービスセンター：中央区白山浦1-614-5 白山ビル1階
TEL:025-234-5252(中央区, 江南区, 秋葉区, 南区, 西区, 西蒲区)
営業時間 平日8:30~18:00 土曜日8:30~12:00

減免申請の受付を開始します

令和3年度の市営住宅家賃・駐車場使用料の減免申請の受付を開始しました。下記に該当する方で、令和3年度の減免を希望される方は、担当サービスセンターで手続きをしてください。ご不明な点があれば担当サービスセンターにご相談ください。

<家賃の減免を受けることができる世帯>

- 世帯全員の収入合計額が生活保護基準以下の世帯
(障害年金など非課税分も含む)
- 長期入院のため、生活保護の住宅扶助費が停止されている世帯
- 天災及び火災により(家内にある)家財に著しい損害を受けた世帯

<駐車場使用料が減免される方>

- 自動車税または軽自動車税の減免を受けている方
- 駐車禁止除外指定者許可証の交付を受けている方

☆減免は自動的に更新されません。毎年度 申請が必要です☆

- 注) 4月分から減免を受けるためには、4月30日(金)までに申請してください(必着)。
- 注) 5月以降に申請された場合は、申請月の翌月分から減免となります。
- 注) 減免を申請しても、不承認となる場合もあります。
- 注) 家賃・駐車場使用料に未納がある方は減免を受けられません。

新しい生活様式の実践をお願いします

新型コロナウイルス感染防止の3つの基本

- ① **身体的距離の確保** → できるだけ2m空ける
- ② **マスクの着用** → 症状がなくても(熱中症には注意)
- ③ **手洗い** → 30秒かけて水と石けんで丁寧に

◆ その他、こまめな換気や検温などの対策をお願いします。

◆ ~相談窓口~

◆ ・症状があるが、どこに相談すればよいか分からない方

◆ **新潟県新型コロナ受診・相談センター**

◆ 025-256-8275(24時間)

◆ ・新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談

◆ **受信・相談センター(市保健所保険管理課)**

◆ 025-212-8194(午前9時~午後5時・平日)

◆ **厚労省電話相談窓口**

◆ 0120-565653(午前9時~午後5時・土日祝も含む)

自治活動にご協力ください

◆ 市営住宅は、入居者のみなさんと共同して自治会などを
◆ 組織し、維持管理・運営されています。**敷地内の清掃や**
◆ **除草、低木伐採についても、入居者のみなさんと協力し**
◆ **て行っていただいております。**円滑な運営のために、自
◆ 治活動への積極的な参加をお願いします。

住みよい環境のために～入居者どうして協力を～

●火災には十分注意し避難経路の確保を



新潟市で発生する火災は、タバコやコンロが放火に次ぐ原因となっています。タバコの火はしっかりと消火する、料理中はコンロのそばを離れないなど、火災には十分注意しましょう。そして、もしものときにそなえて、今いちど、消火器や避難ハッチ等、住宅に設置された避難器具の位置を確認してみましょう。また、市営住宅の廊下・階段などの通路やベランダは、火災や地震など緊急時の避難経路でもあります。安心して安全に生活するためにも、通路に私物を置くなどの個人使用やベランダにプランターや植木鉢を置いたりつるしたりすることはやめましょう。

●生活音に関するトラブルが発生しています



生活音は思っている以上に上下階や両隣に響きます。普段の生活でおこる生活音を避けることは難しいですが、床を鳴らすような激しい動き等は避け、特に深夜や早朝などは大きな音をださないよう、共同住宅であることを理解し、お互いに注意しましょう。

●共用部のマナー



敷地内の共有部に個人で花を植えたり、野菜栽培などを行っている方がいらっしゃいますが共用部の個人使用は認めていませんのでやめましょう。また、廊下・階段のほか集会所等の共用部での喫煙はご遠慮いただくようお願いします。

●ペットの飼育は禁止です



ペットの飼育について苦情が多く寄せられています。入居時の説明会でもお知らせしてありますが、市営住宅では、ペットの飼育を禁止しています。共同住宅で快適に生活していくためには、みなさまひとりひとりの協力が必要不可欠です。

☆市営住宅使用のしおりを、いま一度ご確認ください☆

◇各種の届出・申請◇

以下に該当する場合は届出・申請が必要になります。届出・申請の手続きについては、担当サービスセンターにご相談ください。各申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

- ①市営住宅を退去する・駐車場を返還する場合
→市営住宅(駐車場)返還届
- ②入居者の親族が市営住宅に同居する場合
→市営住宅同居申請書
- ③入居家族に異動(出生・死亡・転出・婚姻等)があった場合
→市営住宅入居家族異動届
- ④市営住宅名義人・市営住宅駐車場の名義人が死亡または退去した場合
→市営住宅(駐車場)承継申請書
- ⑤市営住宅の駐車場の使用を必要とする場合
→市営住宅駐車場使用許可申請書
- ⑥駐車場使用決定の内容(使用者・車両等)に変更があった場合
→駐車場使用変更届書
- ⑦自動車保管場所使用承諾証明書(車庫証明)が必要な場合
→自動車保管場所使用承諾証明申請書
- ⑧居室内に手すりを設置したり、電気容量を変更したい場合
→市営住宅模様替又は増築工事申請書

※20日以上住宅を空ける場合は
担当サービスセンターにご連絡ください。

